

災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定書

高崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、災害時等における福祉避難所の開設・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高崎市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 乙の管理する施設の利用対象者は、福祉施設に入所又は医療機関に入院をしていない在宅者のうち、一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）とする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

| 施設名                 | 所在地          |
|---------------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム高風園        | 高崎市寺尾町2412番地 |
| 特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」 | 高崎市新保町993番地  |

（避難所の開設）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、乙に対し事前にその旨を福祉避難所開設通知書（様式第1号）によって通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で通知することにより開設することができるものとし、その後速やかに福祉避難所開設通知書（様式第1号）を提出するものとする。

（要配慮者の受入）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者の受け入れを乙に依頼し、乙は甲からの要請に対し可能な限り協力し受け入れるものとする。この場合において、要配慮者の福祉避難所への移送については、原則、その家族等の協力により行うものとし、その協力により難しいときは、甲又は乙が移送に協力するものとする。

（避難所の運営管理）

第7条 乙は、福祉避難所の開設・運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等からの相談等に応じる生活相談員等の配置
- (3) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) 福祉避難所の開設・運営に係る実績報告及び費用請求

（費用負担）

第8条 福祉避難所として乙が対象者の受け入れに要した経費については、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間の延長が必要な場合は、甲乙が協議の上、延長することができるものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、福祉避難所の開設により乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の開設運営を行うにあたり業務上知り得た要配慮者等の情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とする。ただし、この有効期間満了1か月前までに、甲乙いずれかが協定解除の申し出をしないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

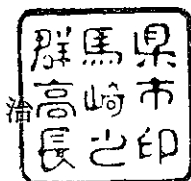
（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月6日

甲 高崎市高松町35番地1  
高崎市  
高崎市長 富岡賢治



乙 前橋市新前橋町13番地12  
社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団  
理事長 塚越日出夫

